

トラクターなど

特殊自動車のルール Q&A

Q 小型トラクターを買ったけれど、道路を運転するにはナンバーがないといけないの？

A. 乗用装置（運転席）がついている農耕用トラクターのうち、小型特殊自動車に分類されるものは、軽自動車税の課税対象となり、道路走行の有無にかかわらず、所有していればナンバープレートを付けることが義務づけられています。

Q 小型トラクターを譲り受けましたが、名義変更しなければいけないの？

A. 中古トラクターを譲り受けたら、必ず名義変更の手続きをしてください。4月1日までに手続きができていないと、元の所有者に課税されます。また、そのままにしておくと来年度も元の所有者に課税され続けることになります。

苓崎市

い 123

※ ナンバープレートの交付・名義変更・廃車の手続きは、市役所税務課、各支所生活班、各事務所（湯本・箱崎・那賀）で受け付けています。

大型特殊自動車に該当する場合は九州運輸局長崎運輸支局での登録が必要となります。（苓崎市では苓岐地区自家用自動車協会が登録手続を代行しています。）

Q トラクターでそのまま道路を運転していいの？

A. 道路を運転するためには、道路運送車両法の保安基準に適合していなければなりません。ミラーや後部反射器が装備されていないトラクターを運転すれば整備不良違反となります。

反射器が
ついてない



前照灯が点かない

ミラーがない

警音器が
ついて
ない



Q. 特殊自動車を運転するには何の免許がいるの？

A. 道路を運転するには、小型特殊免許又は大型特殊免許が必要となります。購入先で必ず車種を必ず確認してください。対象となる免許を取得しないで運転すれば無免許運転となります。

※普通二輪・普通以上の運転免許をお持ちの方は小型特殊自動車を運転できます。
（原付免許では運転できません。）

Q. 保険に加入しなければいけないの？

A. 小型特殊自動車（**農耕車を除く。**）と大型特殊自動車は自動車損害賠償責任保険の加入が必要です。筑水キャニコム社のライガーなどの**ホイールキャリアは農耕車ではないので、道路を運転する場合は必ず自動車損害賠償保険（又は共済）に加入しなければいけません。**

ショベルカー



フォークリフト



ホイールキャリア



Q. 酒を飲んで運転すれば飲酒運転になりますか？

A. 当然飲酒運転となります。運転手だけでなく、酒を勧めた人や車両を貸し与えた人も罰せられます。

小型特殊自動車の新規購入・名義変更のお尋ねは苓崎市役所市民部税務課（0920-48-1118）まで
運転免許等のお尋ねは苓岐警察署地域交通課交通係（0920-47-0110）まで

苓崎市役所 苓岐警察署